

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日 ～ 平成33年3月31日

2. 内容

目標1：子供の看護のための休暇制度（子の看護休暇）の利用の促進。

<対策>

子供を持つ職員（男性職員も含む）を対象に休暇制度の内容を啓発する。

子供の看護休暇を時間担任で取得できるようにする。

目標2：ミスマッチ解消に向けた、インターンシップの導入及びトライアル雇用の活用。

<対策>

インターンシップの就業体験やトライアル雇用の雇入れ等の積極的な受入れを行う。